

性暴力救援センター・大阪 SACHICO の存続と体制強化を求める意見書

特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO（以下、「SACHICO」という。）は、病院拠点型のワンストップ支援センターとして、平成 22 年度から 14 年間、社会医療法人阪南医療福祉センター阪南中央病院（以下、「阪南中央病院」という。）にて 24 時間体制のもと性暴力被害者の支援を行ってきた。電話相談件数 52,198 件、来所延べ件数 14,610 件、診療及び支援した実人数 3,722 人に上り、大阪府下の性暴力被害者支援において中心的な役割を果たしてきた。

このように必要不可欠な機関でありながら国や大阪府からの補助金は、運営費のごく一部でしかなく、維持費の多くを阪南中央病院が負担し、さらに不足分を寄附金等で補ってきた。

医師・看護師は通常の病院の診察・看護の業務を行いつつ SACHICO での診察に当たってきたが、これらは善意の超過勤務で支えられていた状態である。医療現場での働き方改革もあり、一民間医療機関がすべてを負担することは困難な事態となっている。このままでは、SACHICO は令和 7 年 3 月末を目処に阪南中央病院から撤退せざるを得ない状況にあり、ワンストップ支援センターが大阪府に存在しない事態になる。

また、これまで SACHICO は、被害者の安心のために支援員が常に寄り添ってサポートすることを大切にしてきたが、現状では支援員と医療者によるサポート体制を確保し続けることも困難になっている。緊急避妊薬の投与、証拠物の採取、医師による外傷の記録など、72 時間以内に診察を行うことは必要不可欠な条件である。また、年齢、性別問わず被害者になり得ることから、産婦人科だけでなく、精神科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科等の総合的に診療が可能な医療機関であることが望ましい。

よって、本市議会は大阪府に対して、以下の項目について、早急に対処するよう強く要望する。

1. 令和 7 年 3 月末をもって阪南中央病院から退去を求められている SACHICO の活動拠点を大阪府の責任において速やかに確保し、運営にかかる費用を保障すること。
1. 公的医療機関を拠点とするワンストップ支援センターを設置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 25 日

貝 塚 市 議 会